

議案第148号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第12号）

専決第1189号

専 決 処 分 書

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月27日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,954,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ739,198,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		241,694,411	3,181,623	244,876,034
	1 国庫負担金	84,210,901	287,037	84,497,938
	2 国庫補助金	157,139,279	2,894,586	160,033,865
19 県支出金		27,419,499	514,613	27,934,112
	2 県補助金	4,071,324	514,613	4,585,937
22 繰入金		22,506,737	258,430	22,765,167
	1 基金繰入金	22,506,737	258,430	22,765,167
歳入合計		735,243,509	3,954,666	739,198,175

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		49,323,190	55,308	49,378,498
	9 危機管理費	1,143,543	55,308	1,198,851
3 民生費		212,875,421	382,717	213,258,138
	1 社会福祉費	3,523,840	382,717	3,906,557
4 衛生費		42,907,981	514,613	43,422,594
	1 保健衛生費	20,689,472	514,613	21,204,085
7 商工費		187,830,237	2,634,758	190,464,995
	1 商工費	187,830,237	2,634,758	190,464,995
8 土木費		73,047,695	41,770	73,089,465
	4 都市計画費	23,861,098	41,770	23,902,868
10 教育費		92,037,926	325,500	92,363,426
	2 小学校費	39,598,453	202,500	39,800,953
	3 中学校費	22,510,201	111,000	22,621,201
	4 高等学校費	3,202,123	8,000	3,210,123
	8 特別支援学校費	1,160,953	4,000	1,164,953
歳出合計		735,243,509	3,954,666	739,198,175

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	さいたま応援プレミアム付商品券事業	1,917,758